

本市の対応について

県は、令和5年3月13日（月）から当面の間、協力要請のうち、「『マスクの着用』の考え方について」を取り入れた基本的な感染防止対策について、変更することとした。

本市は、県の「『マスクの着用』の考え方について」を受け、各種ガイドライン・感染防止安全計画等の修正・確認を行うとともに、市民への周知等を行う。

3月13日（月）以降、当面の間、上記を踏まえ、各種ガイドライン等を遵守し、感染防止策を講じた上で、引き続き、市民利用施設は原則開館、市主催・共催のイベントについては開催する。

（参考 現在の本市の対応）

利用時間 通常の開館（開催）時間とする
 利用制限 収容定員の制限等については以下のとおり（※1）

（1）収容定員が設定されている場合

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上
感染防止安全計画の策定あり（※2）	収容定員まで		
感染防止安全計画の策定なし（※3）	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の50%まで

（2）収容定員が設定されていない場合

人と人とが触れ合わない程度の間隔（1m）を確保する

- ① 「参加予定人数が5,000人超」で開催する場合、感染防止安全計画を策定する
- ② 「参加予定人数が5,000人以下」で開催する場合、「チェックリスト」を作成する（※3）

（※1）細部については、県の要請のとおり、また、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用する

（※2）「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントは、感染防止安全計画を策定し、県に確認を受けること

（※3）県が定める「チェックリスト」様式に感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること

「マスクの着用」の考え方について

「マスクの着用」の考え方については、令和5年2月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により方針が示されました。

本県においても、マスク着用の考え方の見直しの適用日（令和5年3月13日）から以下のとおりとします。

- マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。なお、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨します。
 - 医療機関受診時
 - 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱い）※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えてください。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ますが、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意してください。